

令和7年度治山事業積算基準等分析調査（治山施設長寿命化対策及び新規歩掛の作成等に係る調査）事業仕様書（案）

1 事業名

令和7年度治山事業積算基準等分析調査（治山施設長寿命化対策及び新規歩掛の作成等に係る調査）事業

2 目的

（1）治山施設の長寿命化対策に係る積算要領等の整備

「林野庁インフラ長寿命化計画（行動計画）」（令和3年3月31日改定）に基づき、治山施設の補修、更新、機能強化及び維持管理の対策を計画的に進める必要があることから、これらの対策に必要な設計業務等の積算基準（標準仕様書、歩掛等）を整備する。

（2）治山工事の施工等に係る積算基準等の整備

ア 積算基準（標準仕様書、標準歩掛等）が整備されていない治山工事における法切工（機械）、鋼製治山ダム（流木捕捉工）、ロープ掛工、残存型杵工（軽量鋼製杵複合式）、型杵工（増圧・嵩上）、木製杵工（ユニット式）及び山地治山土工（埋戻し）について施工実態調査を実施し、新たに積算基準（標準仕様書、標準歩掛等）を整備する。

イ 治山工事の施工に係る積算基準の整備から一定年数が経過等している運搬工（不整地運搬車運搬、ヘリコプター運搬、モノレール運搬）、かご杵工、鋼製杵工、土工機械解体・組立、大型土のう工及び敷鉄板設置・撤去工について、施工実態調査を実施し、積算基準（標準仕様書、標準歩掛等）の見直しを行う。

ウ 積算基準（標準仕様書、標準歩掛等）が整備されていない治山工事の設計における護岸工設計、グラントアンカー工設計、補強土工（ロックボルト）設計及び落石防止工設計について作業実態調査を実施し、新たに積算基準（標準仕様書、標準歩掛等）を整備する。

エ 治山工事の設計に係る積算基準の整備から一定年数経過等している治山ダム設計（治山ダム透過型）、溪間工測量及び山腹工測量について、作業実態調査を実施し、積算基準（標準仕様書、標準歩掛等）の見直しを行う。

（3）市場単価及び土木工事標準単価における割増補正の検討

市場単価及び土木工事標準単価では地元市町村役場（支所等を含む。）から施工現場までの移動時間に応じて割増補正をすることとしているが、当該補正の検討に当たって実施した調査から一定年数が経過しているため、今般、実態調査を実施し、必要に応じて積算基準の見直しを行う。

3 業務の履行期間

契約締結の日から令和8年3月6日（金）まで

4 業務内容

（1）治山施設の長寿命化対策に関する調査

治山施設の点検結果に基づき実施される治山ダム補修等設計業務について、作業実態を調査するため、作業条件、作業員構成、作業量・作業時間、使用機器の種類・稼働時間等を記入する調査票の見直し等を必要に応じて行った上でデータを収集し、分析・検討を行い、標準仕様書（案）及び標準歩掛（案）を作成する。

(2) 治山工事等に係る積算基準の整備

次のアに掲げる工種及び作業について、イのとおり施工及び作業実態調査を実施し、その調査結果を基に、積算基準（案）を作成する。

ア 積算基準を新たに整備するための調査対象工種

- ① 法切工（機械）
- ② 鋼製治山ダム（流木捕捉工）
- ③ ロープ掛工
- ④ 残存型枠工（軽量鋼製枠複合式）
- ⑤ 型枠工（増圧・嵩上）
- ⑥ 木製枠工（ユニット式）
- ⑦ 山地治山土工（埋戻し）

イ 施工に係る積算基準を見直すための調査対象工種

- ⑧ 不整地運搬車運搬
- ⑨ ヘリコプター運搬
- ⑩ モノレール運搬
- ⑪ かが枠工
- ⑫ 鋼製枠工
- ⑬ 土工機械解体・組立
- ⑭ 大型土のう工
- ⑮ 敷鉄板設置・撤去工

ウ 設計に係る積算基準を新たに整備するための調査対象業務

- ⑯ 護岸工設計
- ⑰ グランドアンカー工設計
- ⑱ 補強土工（ロックボルト）設計
- ⑲ 落石防止工設計

エ 設計に係る積算基準を見直すための調査対象業務

- ⑳ 治山ダム設計（治山ダム透過型）
- ㉑ 溪間工測量
- ㉒ 山腹工測量

オ 調査方法

上記ア①④⑤⑥、イ⑧⑩⑪⑫については、過年度の調査事業で使用した調査票の見直し等を必要に応じて行った上でデータを収集し、分析及び積算基準（標準仕様書、標準歩掛等）の検討を行う。

上記ア②③、イ⑨、ウ⑯⑰⑱⑲、エ⑳については、過年度の調査事業で使用した調査票の見直し等を必要に応じて行った上で、データを収集する。

上記ア⑦、イ⑬⑭⑮、エ㉑㉒については、施工又は調査実態の分析に必要な施工地又は調査地概要、施工又は調査条件、作業員構成、作業量・作業時間、使用機械の種類・稼働時間、諸資材の種類及び使用量等を記入する調査票を作成した上でデータを収集する。

調査データ件数確保の観点から、民有林及び国有林の治山事業のほか、必要に応じて林道事業（林業専用道を含む）も調査対象に含めることとする。

調査データは、各都道府県及び各森林管理局が行う事業の当該工種又は作業のそれぞれについて、30 件以上を目安として収集することとする。

（３）市場単価及び土木工事標準単価における割増補正の検討

市場単価及び土木工事標準単価の対象工種において、施工地の地理的条件による取引価格の割増し等の実態を把握するための調査票を作成した上でデータを収集し、結果の分析を行う。

（４）中間報告

（１）～（３）について、令和 7 年 12 月 19 日（金）までに中間報告を提出することとする。

5 成果品

成果物として 4 の業務内容について取りまとめた調査報告書（調査結果概要を含む）10 部、電磁記録媒体 2 部を次の場所へ提出すること。

なお、電磁記録媒体（CD-R 又は DVD-R）は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルスチェック対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付して提出すること。

場所：林野庁森林整備部計画課施工企画調整室施工技術班積算基準係
（別館 7 階 ドア No. 別 712）

6 前年度の調査報告書の閲覧貸与

入札希望者から申し出があれば、前年度以前の調査報告書（写）を閲覧貸与できるものとする。なお、閲覧貸与期間は、入札書、提案書等の提出期限までとする。

7 打合せ

受託者は、業務の実施に当たって、発注者と十分協議の上で実施するものとする。
打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

- （１）業務着手段階
- （２）業務中間段階（３回）
- （３）報告書取りまとめ段階

8 その他

- （１）業務の実施に当たり、本仕様書に定めのない事項及び疑義のある場合は、発注者と協議の上、実施するものとする。
- （２）本事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は、受諾者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受諾者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認する。
- （３）受託者は、本事業により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約期間終了後においても外部に漏らしてはならない。
- （４）受託者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に別記様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェック

を入れるとともに、ア～エの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

別記様式

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～エの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	☐	☐
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	☐	☐
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	☐	☐
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	☐	☐

・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	☐	☐
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	☐	☐
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	☐	☐
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

エ みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書 一民間事業者・自治体等編一」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	☐	☐

・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	☐	☐
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	☐	☐
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	☐	☐
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	☐	☐
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	☐	☐
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	☐	☐
・その他（ ）	☐	☐

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）